

# サポ・ちばニュース NO-37 (2026.3.17)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行



サポっち & ちぼっち

## 千葉市サポーター養成講座を開催

2025年12月9日(火)、10時から12時まで、サポーター養成講座を千葉市消費生活センター



一3階研修講義室で開催しました。

この講座は、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の一環として消費者市民サポートちばが千葉市から受託した事業です。



講師：馬上裕之弁護士

テーマは「消費者トラブルを防ごう！高齢者見守りのポイント」と題し、講師は馬上裕之弁護士、荻野千恵子相談員に担当いただき、司会は宇田弁護士が、進行補助は山田相談員、浅田相談員が担当しました。講座には千葉市が市政だよりなどで募集し、18名が参加しました。

講座は、馬上講師が主に関連する法律を解説、荻野講師が統計と相談事例を説明したあと、グループワークで理解を深め、相談先として消費生活センターを紹介しました。最後にまとめと閉会のあいさつを宇田弁護士が担当しました。

参加者からは、「身近に起きている問題でもあり、日ごろから地域の見守りの大切さを再認識しました。グループワークもあり、楽しく学べました」「こうした内容の講座をもっと広げる必要があると思います、当マンションでも出前講座をお願いしようかと考えています」「多様な事例を知り、とても参考になりました。今後、具体的に地域の中で、どのように『見守り』を展開していくか考えていきたい」「今回、実母が消費者トラブルにあいそうになり、私自身も学ぶ為に参りました。民法では守れない様々な商法も知ることができてとても勉強になりました。世の中には、様々な商法で消費者をだまそうとする人たちも大勢いて、こわいなと思いましたが、消費生活センターなどのサポート窓口もあることを知れてよかったです」といった意見、感想が寄せられました。



講師：荻野千恵子相談員

## 消費者なんでもホットラインを実施しました

2026年1月17日（土）、特定非営利活動法人消費者市民サポートちばは千葉県弁護士会と共催で消費者なんでもホットラインを実施しました。

今年度の電話相談は昨年度に引き続き、テーマをあえて絞らず全分野を対象に相談を受け付けました。



「消費者なんでもホットライン」のお知らせはサポちばと弁護士会のホームページに掲載、チラシを各地の消費生活センターに配置、会員向けメール、会員限定広報紙「ちぼっちだより」などの広報媒体とともに、マスコミ各社にFAX等でニュースリリースを実施しました。

電話受付は午前10時から午後4時まで県弁護士会とサポちば会員の弁護士、および消費生活相談員の延べ8人の皆さんが担当しました。

相談件数は26件を受け付け、過去最高の受付件数となりました。相談内容は、副業・コンサル、契約解除・違約金、高額な商品や役務提供費用、契約不適合、古物買取、不動産賃貸借、借金・負債、美容クリニック、カードの不正利用、業者と連絡が取れない、騒音、井戸使用、「みんなの大家さん」などと

多方面に渡る内容でした。

今後に向けて、さらに広報や告知の工夫し、法テラスや県の広報紙、自治体窓口にチラシ配置などを検討していきます。

